

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の特性に関する御意見	・ 外来語（ゴールド、バランス）を用いるべき理由がないのであれば、平易な文とする観点から他の語を用いるべき。 ・ 他の法令の用例を踏まえ、表記を訂正すべき。	・ 地理的表示の特性については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えますが、反映できるものは表記を訂正いたしました。
産地に関する御意見	・ 名称の「信濃大町」を彷彿させる自然的要因、人的要因と原料・水・米麴について地域の特性をいかになく発揮したものとして大いに賛同する。PRにより大町市への観光にも役立てられると思う。	・ 国税庁では、国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示の指定や普及拡大等に取り組んでおります。引き続き、地理的表示制度を適切に運営し、広く国民の皆様に分かりやすい制度となるよう一層努めてまいります。
	・ 「長野」の指定後間もなく、コンセプトの違いが少ないより細かい地域の地理的表示が指定されることは、消費者を混乱させるのではないか。 これをきっかけに、長野県内の似たコンセプトを持つ地理的表示が乱立すると、「長野」は形骸化し、長野県の清酒のブランド力が落ちる可能性が高い。	・ 「信濃大町」の産地の清酒製造者の皆様が、「信濃大町」を適切に運用、使用することは、「長野」のブランド価値の向上にも繋がると考えます。
	・ 「信濃大町」は隣接の松川村を含んでいるが、恣意的ではないか。 G I をうたうなら大町市産に限定すべき。	・ 隣接地域である松川村産の米を使用することは、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の原料に関する御意見	・「長野県内で玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いたものに限る」について、品質基準上、長野県内に限る理由が不明瞭。 自由競争や、他県産米とのコンタミ危惧の観点から、搗精を県内に限ることは無意味と考える。	・酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱いについて（法令解釈通達）第2章 地理的表示の指定に係る指針 第2節2(1)において、「ある地理的表示」(①)の産地の範囲内に包含される、「狭い範囲の地理的表示」(②)を指定する場合には、②の生産基準が①の広い範囲の地理的表示の生産基準をすべて満たすことと定めています。 したがって、上記の②に該当する「信濃大町」は、信濃大町を包含する広い範囲（上記の①に該当する）「長野」の生産基準である「長野県内で玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いたものに限る。」を満たす基準となっています。
	・醸造用アルコールを一切添加しないことが必要。 アルコールを添加すればリキュールであり、たとえ調整であっても、G Iを表示し日本酒をうたうのであれば、アルコールは添加するべきではないと思料。	・地理的表示の原料については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。 なお、いわゆる醸造用アルコールは、酒税法第3条第7項口及び酒税法施行令第2条の規定により、清酒の製造に際し使用が認められています。
酒類の特性を維持するための管理に関する御意見	・容器又は包装等に、「長野」と「信濃大町」の両方が表示されていれば、当然2つの地理的表示の認定を受けるのか。	・御認識のとおりです。 「長野」の確認を受けた上で、「信濃大町」の確認を受けた清酒のみが、酒類の容器等に「信濃大町」と表示することができます。
	・対応する酒蔵も少なく、1蔵が独自でやると今あるG I長野の価値を落とすことになる。独断で進めるには全体に与えるマイナスの影響が大きく、少数で維持も厳しいと考えられ、かえってその蔵の負担が増え、	・産地の製造者の皆様が協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	費用対効果があるのかどうか念入りに酒造組合に相談するなどして検証を進めたほうが良い。 また、他の参画者が不明な為、あまりにも独断で進めすぎている。	
制度に関する御意見	・今後、信濃大町から更に細分化された産地の範囲が地理的表示の指定となれば、1つの商品に、地理的表示が3つ、4つと増えることになるのか。	・酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱いについて（法令解釈通達）第2章 地理的表示の指定に係る指針 第1節 1(1)ハにおいて「産地の範囲は、酒類の特性に鑑み必要十分な範囲である必要があり、過大や過小であってはならない。」と定めています。 信濃大町に限らず、地理的表示の産地の範囲については、上記の法令解釈通達を踏まえて検討することとなるため、一概には言えません。
	・1つの商品に同一県内の複数の似通った産地の地理的表示が使用されると、一般消費者の混乱につながるのではないか。 消費者に産地ごとの明確な違いを説明できれば良いが、難しいのではないか。	・地理的表示の指定を受けた産地の酒類の特性、原料・製法等を明文化した生産基準は、国税庁ホームページ等で公表します。

（参考）「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。